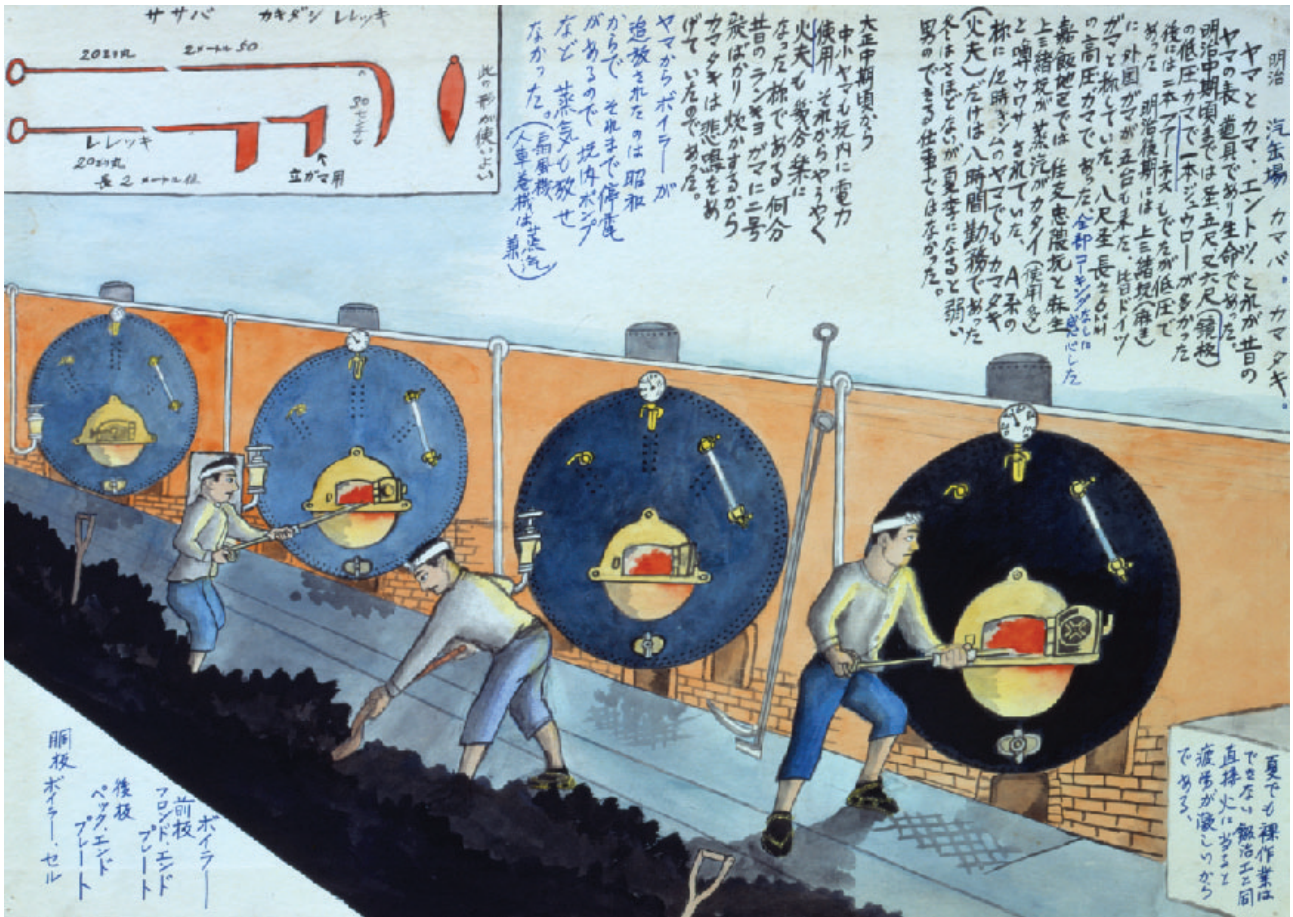


# たがわ

(洗心書道会長 佐藤法龍氏 筆)

第 133 号  
2020. 8



筑豊炭坑絵巻 山本作兵衛

©YAMAMOTO FAMILY 田川市石炭・歴史博物館所蔵

## 消費税期限内納付

法人会 一声運動

発行者  
(公社) 田川法人会  
広報委員長  
鶴田達哉

田川市中央町 3 番 75 号  
TEL (0947) 45-8005  
FAX (0947) 45-8105  
e-mail t-foujin@fancy.ocn.ne.jp  
URL http://t-houjin.jp/

印刷所 (有) 相良印刷所

## 目次

表紙	筑豊炭坑絵巻	山本作兵衛
令和二年度第八回定時総会	……………	二頁
令和二年度	……………	二頁
青年部会・女性部会報告会	……………	二頁
税務署新任幹部の素顔・ 税務署人事異動	……………	三・四頁
税務署からのお知らせ	……………	五・六頁
事業報告	……………	七・八頁
企業紹介	……………	九頁
広告	……………	十頁

令和2年度  
第8回

定時総会



令和2年6月11日(木)、マルボシ酢(株)研修室にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小しての開催となりました。

総会では中畑会長が議長となつて議事に入り、令和元年度決算報告・役員退任について審議・承認され、令和元年度事業報告、令和2年度事業計画・収支予算について報告がありました。

また、田川法人会功勞者表彰、及び、全法連・県連功勞者表彰の伝達が行われました。



令和2年度  
青年部会・女性部会報告会

青年部会・女性部会合同報告会を、6月11日(木)マルボシ酢(株)研修室にて開催しました。

令和元年度事業報告・収支報告、令和2年度事業計画についての報告がありました。



役員名簿

(令和2年6月11日現在)

○法人会 役員数 47名

会長…1名 副会長…6名 専務理事…1名 常任理事…9名 理事…28名 監事…2名

会長	中畑正人	常任理事	梶原義勝	理事	小川浩一	理事	菅原和人
副会長	中島良一	"	加納仁志	"	西本泰博	"	谷口耕史
"	中島正光	"	津島潔	"	澤村清太郎	"	永原譲太郎
"	中村優	"	鬼丸昌広	"	土橋敏也	"	花村究
"	星野宗広	"	山崎照幸	"	米丸明秀	"	亀川寿
"	崎山京	理事	野田大介	"	嘉久遥一郎	"	佐竹繁利
"	江藤忠典	"	井上忠俊	"	金子泰久	"	敷地雄介
専務理事	樋口隆徳	"	浦野義弘	"	河井満	"	鈴木誠士
常任理事	中島雄二	"	真鍋糸	"	北代淳子	"	水上実
"	桑野秀幸	"	熊木秀一	"	重松康信	監事	松尾静二
"	柏木正國	"	香月正美	"	杉原悦子	"	竹下由美子
"	鶴田達哉	"	中野泰	"	中英治		

○顧問及び相談役

顧問	高橋保	常任相談役	菅原潔	相談役	中里大作
"	新亀川寿	相談役	中村武士	"	田中睦久

○青年部会 役員数 16名

部会長…1名 副部会長…3名 運営専務…1名 理事…9名 顧問…2名

部会長	永原譲太郎	運営専務	江藤健一郎	理事	今村寿人	理事	野田拓志
副部会長	吉田伸也	理事	尾崎行人	"	末次卓也	"	中畑敬之
"	香月太郎	"	沖本雄紀	"	菅原和人	顧問	澤村清太郎
"	最所豊	"	杉原章雄	"	小賦英憲	"	前田孝治

○女性部会 役員数 8名

部会長…1名 副部会長…2名 理事…5名

部会長	真鍋糸	理事	荒木光子	理事	杉原悦子
副部会長	北代淳子	"	中島ミツ子	"	浦野多恵子
"	竹下由美子	"	橋本ツネミ		

「令和2年度7月豪雨」で亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。  
また、被害に遭われた方々へお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。



# 着任のごあいさつ



## 田川税務署長 新井 知己

この度の定期人事異動で田川税務署長を拝命しました新井でございます。

公益社団法人田川法人会の会員の皆様には、日ごろから、税知識の普及や納税意識の高揚に努められるなど、税務行政につきましても、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は、田川署での勤務ははじめてですが、豊かな自然と人情味にあふれ、長い歴史に育まれた文化と伝統のある田川での勤務を大変光栄に思っております。はじめに、新型コロナウイルス感染症の対応には、会員の皆様も苦慮されてい

るところかと思えます。

国税当局といたしましては、「新型コロナウイルス感染症に関するFAQ」を国税庁ホームページに掲載している他、納税の猶予制度の特例を始めとした様々な税制上の措置を設けております。各種制度について御不明な点がございましたら、税務署の担当までご相談いただけましたらと思います。

さて、田川法人会におかれましては、昭和45年の創立以来、「良き経営者を目指すもの」の団体として、会員の自己啓発を支援するための各種研修会や小学生を対象とした租税教室の開

催など、様々な活動を活発に展開され、納税道義の高揚と企業経営及び地域社会の健全な発展に多大な貢献をしておられます。

また、組織の拡充強化と会員の増強に熱心に取り組みされた結果、昭和56年には全国に先駆けて社団化を実現し、組織率は常に全国トップクラスを維持される中、平成25年3月には公益社団化の認定を受けられ、公益社団法人田川法人会として、公益性の高い活動を積極的に展開されておられます。

これも、ひとえに、中畑会長をはじめとする役員の皆様、御尽力の賜物であると、深く敬意を表する次第であります。

ところで、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」です。

この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めていくことを基本的な考え方として、一層の努力を

重ねてまいる所存でございます。

ご承知のとおり、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度が昨年の10月から実施され、また、インボイス制度が令和5年10月から導入されることとされております。

国税当局といたしましては、制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様に向けて、内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、田川法人会をはじめとする関係民間団体や関係省庁の皆様と緊密に連携を図りながら、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んでまいります。

どうか会員の皆様におかれましては、このような税務行政の取組について一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人田川法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに企業の更なるご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 事業活動に支障をきたしております企業の皆様へ 心よりお見舞い申し上げます。

田川法人会ホームページの『新型コロナウイルスに関するリンク集』に、「給付金」「税制上の措置」等に関する情報、決算研修用などの動画、福利厚生協力保険会社のサービスに関する情報などを掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

新型コロナウイルス  
に関する対策リンク集

<http://t-houjin.jp/>

田川税務署 新任幹部の素顔

総務課長

松本 敏幸



この度の定期人事異動で香椎税務署から参りました松本でございます。

田川税務署での勤務は初めてでございますが、自然が豊かで歴史と伝統のある地域で勤務できるところを大変嬉しく思っております。

さて、田川法人会は全国トップクラスの組織率であり、この組織力を活かしこれまでも様々な活動を通じて、税務行政に対しまして多大なるご支援とご協力をいただいていると伺っております。

今後とも更なる協調関係を維持し、税務行政の円滑な運営に努めて参りたいと思っておりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

法人課税部門

統括国税調査官

敷田 享介



この度の定期人事異動で田川税務署の法人課税部門の統括国税調査官を拝命し、福岡税務署の法人課税第2部門から着任しました敷田でございます。

田川税務署の勤務は今回が初めてでございますが、自宅が隣町の直方市ということもありまして、非常に親近感を持っており、当地で勤務できますことを大変うれしく思っております。

さて、田川法人会は今年が創立50周年目とこのことで、この記念すべき年に勤務できますことを大変光栄に思っております。

また、田川法人会様は全国でもトップクラスの組織率を生かしてこれまでも様々な活動を通じて税務行政に対しまして多大なるご支援とご協力をいただいていると伺っております。今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

管理運営・徴収部門

統括国税徴収官

古賀 太郎



この度の人事異動で島原税務署から転任となりました、古賀と申します。

田川税務署での勤務は2度目となりますが、一度目は内部事務一元化により管理運営・徴収部門が誕生したときになります。

以降、管理運営部門にて窓口での税務相談や、債権管理事務などに携わってまいりました。

管理運営部門は税務署の窓口として、大勢の納税者の方に直接接する部署になります。また納税の担当でもあることから、納税者の方々へ親切・丁寧な対応に心がけたいと思っております。

納税の猶予の特例制度の周知や期限内納付への取り組みなど、田川法人会を始めとする関係民間団体の皆様方には多大なご協力をいただいているところでございますが、引き続き税務行政に対するご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年7月の

定期人事異動で

田川税務署職員が

替わりました。

◆お世話になりました

署長 児玉 治雄

総務課長 大島 俊貴

総務課 事務官

高田 絵梨佳

管理運営・徴収 統括官

堀江 伸久

個人課税 上席調査官

茂元 勇

法人課税 統括官

小畑 政喜

◆よろしく申し上げます

署長 新井 知己

総務課長 松本 敏幸

係員 前田 弘文

管理運営・徴収 統括官

古賀 太郎

個人課税 上席調査官

矢加部 忠男

個人課税 調査官

高田 絵梨佳

法人課税 統括官

敷田 享介



【現行制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により

# 納税が困難な方には猶予制度があります

## 税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として 1 年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

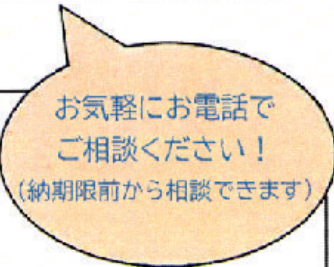
### ○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注 1）から 6 か月以内に申請書が提出されていること。

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

（注 1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和 2 年 4 月 16 日）が納期限となります。

（注 2）既に滞納がある場合や滞納となってから 6 月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第 151 条）が受けられる場合もあります。



## 税務署において所定の審査を早期に行います。

### ○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として 1 年間納税が猶予されます。(状況に応じて更に 1 年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

(申請による換価の猶予：国税徴収法第 151 条の 2)



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。  
(次頁をご参照ください。)

令和 2 年 7 月



猶予制度の詳細はこちら





## 個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

### (ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

### (ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

### (ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休業に関して生じた損失や費用に相当する金額

### (ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

税務署において所定の審査を早期に行います。

## ○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(納税の猶予：国税通則法第46条)

## 納税の猶予に、更に有利な『特例(特例猶予)』が創設されました！

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、納税の猶予の特例(特例猶予)が創設されました。
- 特例猶予が認められると、猶予期間中の延滞税は全額免除されます。また、申請に当たり、担保の提供は不要です。  
ただし、特例猶予を受けるためには、納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です(注)。
- (注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

(納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条)



### 女性部会 税務研修会

1月28日(火)、好日庵にて  
税務研修会と懇親会を開催。

田川税務署小畑統括様に「お酒のおもしろ講座」と題してお話をお願いいたしました。日本各地の名酒のお話、酒税に関するエピソードで盛り上がりました。当日は一年ぶりに渡辺常任相談役が出席してくださり、とても有意義で和やかに会が行われました。

(女性部会長 真鍋 糸)



### 絵はがきコンクール

女性部会では、租税教室を実施した小学5・6年生を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を行っております。令和元年度は、津野小、中津原小の2校、21名の児童の方に応募して頂きました。

その中から、最優秀賞、優秀賞、税務署長賞、法人会会長賞、女性部会長賞各1作品を選考し、表彰しました。応募いただいた作品は、たがわ情報センター、田川税務署へ展示しました。



津野小



中津原小



絵はがき審査の様子

### クリアファイルの配布

女性部会で、「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品を掲載したクリアファイルを、2月13日から26日にかけて、教育委員会を通じて管内の小学6年生へ配布しました。



### ペットボトルキャップ・古切手の収集

女性部会では、海外医療協力等に役立てていただくため、ペットボトルキャップと古切手の収集を行っております。

3月23日、福智町のリサイクル業者(株)プラテクノマテリアルさんへ、63296個のキャップを納入しました。フィリピン貧困地区の10人の低栄養児11日分のミルクの配布につながっています。今後も皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



### 消費税期限内納付推進運動

田川税務署管内消費税期限内納付推進運動連絡会では、期限内納付推進を図る活動を行っています。

令和元年度は、「忘れずに納付してね！みんなの大事な消費税」の横断幕を、田川市内2ヶ所、香春町1ヶ所、福智町2ヶ所、川崎町1ヶ所に設置しました。また、「消費税は期限内に納めましょう」の桃太郎旗を、田川市郡の商工会に設置して頂きました。



## 法人会会員向け貸倒保証制度

### 制度概要

法人会専用に設計された団体取引信用保険で、全国各地の都道府県法人会連合会が保険契約者、法人会会員企業の皆様が加入者(被保険者)となる団体契約です。

### 貸倒保証制度とは

貴社お取引先(債務者)の法的整理事由の発生、または履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合に貴社が被る損害の一定部分を保険金でカバーする制度です。



詳しくは...

法人会貸倒保証制度特設ホームページ『<http://www.mskhoken.com/houjin/>』をご覧ください。田川法人会ホームページ<http://t-houjin.jp/>からもご覧になれます。



租税教室



令和元年10月から令和2年2月に、13校の田川市郡の小学校で租税教室を開催しました。将来を担う子ども達に税について興味を持っていただくため、今後も租税教育事業の実施に努めてまいります。

大型保障制度推進運動

法人会の大型保障制度は、企業を取り巻くリスクに対し、万が一の時にはその負担を大幅に軽減し、会員企業の存続を図ることを目的とした、会員企業しか入ることのできない保障制度です。企業を取り巻く環境は、一層厳しい方向に変化しているのに対し、何年も前に契約した保険のまま……という会員企業もおられるのではないのでしょうか。会員企業の自己防衛と福利厚生制度の充実、そして法人会の円滑な運営のために、情報の提供に努めてまいりますので、皆様方の更なるご協力をお願い致します。(厚生委員長 加納 仁志)

令和2年度税制改正に関する提言

法人会では「税制改正に関する要望」を作成し、全法連で「令和2年度税制改正に関する提言」として取りまとめ、政府・政党・地方自治体等に提言活動を行いました。

今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など、法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。

主な実現事項

法人課税

- \* 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置
  - ・適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。
- \* 交際費課税の適用期限延長
  - ・中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されます。
  - ・交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

消費課税

- \* 消費税の確定申告書の提出期限
  - ・法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1か月延長する特例が創設されます。

その他

- \* 地方のあり方
  - ・地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。
- \* 電子申告
  - ・振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

田川法人会創立50周年記念事業延期について

令和2年度に予定しておりました創立50周年記念事業『記念式典・祝賀会』『記念講演会』『記念誌発行』は、新型コロナウイルス感染防止のため、令和3年度に延期致しました。

新型コロナウイルス感染防止に伴う事業の中止について

令和2年度に計画しております事業のうち、新型コロナウイルス感染を防止するため、担当委員会等で検討し、以下の事業を中止としました。

- ◆ 7月実施予定で中止した事業
  - 新設法人説明会
  - 税務研修会（決算法人説明会）
  - パソコン講習会
- ◆ 8月実施予定で中止した事業
  - 親と子の映画祭
- ◆ 9月実施予定で中止した事業
  - 優良企業見学研修

その他の事業につきましても、状況を見ながら判断させて頂く予定です。会員の皆様には、何とぞご理解のほどよろしくお願い致します。





## 有限会社才田石材工業



代表取締役  
才田 裕士

弊社は、約100年程前に岩石山の麓で創業し、そこから切り出した石で主に社寺仏閣品、墓石、記念碑、建築材などの石材加工・建設をしていました。伊田の風治八幡、後藤寺の丸山公園の神社の鳥居も弊社の建立物です。

現在は田川地区斎場横に工場を移し営業しております。墓石、建築材、記念碑等の石材加工はもちろん、石材の持込による記念碑文字彫りや加工・補修工事等も柔軟に対応いたしております。

今後も地域に根ざし、必要とされるような企業であるよう頑張っていきます。



本社住所 田川郡赤村大字赤140  
T E L 0947-62-2066  
田川工場 田川郡川崎町大字田原351-14  
T E L 0947-42-8850  
営業種目 石材加工、販売

## 株式会社ムネ



代表取締役  
浦田 宏

弊社は地域に根ざした総合サービス業として役務を提供し、すべての人々が豊かで健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを企業理念に掲げ平成11年に創業致しました。まだまだ未熟な弊社でございますが、医療・介護用品の販売、福祉輸送

事業、居宅介護支援事業、保険代理店業等を運営させていただいており、今後は「新しい生活様式」の一端を創造し提供できる企業となれますよう努力を重ねてまいりたいと考えておりますので今後とも宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、豪雨災害により亡くなられた方々の御冥福を謹んでお祈り致しますとともに、新型コロナウイルス感染症の一日でも早い終息を願っております。



住 所 福岡県田川市糠335番4  
T E L 0947-49-1238  
F A X 0947-49-1248  
営業種目 サービス業

法人会アンケート調査システムにご登録ください。

登録は全法連HPから

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

法人会アンケート調査システムとは…?

メールで景況感や法人会活動についての意見等を調査・集約し、法人会事業の参考としています。また、調査結果を全法連HPで公開するとともに、マスコミにも提供し、パブリシティの向上に役立てています。



法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

# がん治療を 幅広くまとめて保障する がん保険

**NEW**  
アフラックの  
生きるためのがん保険  
ALL-in



「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です（所定の支払事柄に該当する必要があります。詳細は「契約概要」などをご確認ください）。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

法人会  
がん保険  
株式会社

「生きる」を創る、  
**Affac アフラック**  
北九州支社 〒802-0006 北九州市小倉北区堺町1-2-16十八銀行第一生命共同ビル8F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索

**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度  
SUPPORT  
6 全国法人会総連合

P19444 AFツ ル-2020-0076 2月5日

法人会の優待や大型組合優待制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社  
福岡支社 福岡県福岡市東区立石1-2-7(第3総合ビル4F)  
TEL 0948-22-0934

**AIG** AIG損害保険株式会社  
北九州支社 福岡県北九州市小倉北区堺町2-8-31(富士火災小倉ビル6F)  
TEL 093-511-3821

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-03325 2/21-43